

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	大任町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://

執行機関名 大任町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大任町子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第105号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第20号) 別表第2 第1の項
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第一条	大任町子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第105号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大任町子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第105号)

○大任町子ども医療費の支給に関する条例

(昭和49年9月17日)
条例第105号

改正	昭和52年3月24日 条例第105号	平成20年3月17日 条例第5号
	平成9年3月19日 条例第105号	平成20年6月20日 条例第9号
	平成9年9月25日 条例第105号	平成21年6月24日 条例第8号
	平成11年3月23日 条例第2号	平成27年3月11日 条例第3号
	平成15年10月3日 条例第7号	平成27年6月26日 条例第8号
	平成18年10月1日 条例第13号	

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 大任町の区域内に住所を有する15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。ただし、大任町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第128号)及び大任町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第104号)の規定により医療費の支給を受けることができる者並びに生活保護法による保護を受けている者を除く。
- (2) 保護者 医療保険各法の被保険者であつて、大任町の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に該当するこどもの保護者とする。

- (1) 大任町の区域内に住所を有するものであること。ただし、生活保護法により保護を受けているこどもの保護者を除く。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又は被扶養者であること。

- (3) 他の法令等により国又は地方公共団体あるいは、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療給付の対象者でない者であること。

（子ども医療費の支給）

第4条 町は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し子ども医療費として支給する。

- 2 前項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（受給資格の認定）

第5条 子ども医療の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

（子ども医療証の交付）

第6条 町長は、子どもの保護者であって、かつ前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証（以下「医療証」という）を交付するものとする。

- 2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、医療証を交付しないものとする。

（医療証の提出）

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に医療証を提出するものとする。

（支給の方法）

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。

- 3 町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

（届出義務）

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

（損害賠償との調整）

第10条 町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費が全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和49年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

2 この条例施行と同時に、大任町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年大任町条例第98号）は、廃止する。

（取得制限の特例）

3 当分の間、第3条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する保護者から乳幼児医療費に相当する医療費の請求があり、町長が必要と認めるときは、その医療費を保護者に対し支給することができる。

附 則（昭和52年3月24日条例第105号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日条例第105号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。ただし、改正規定中、小児科外来診療科に係る部分は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年9月25日条例第105号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月3日条例第7号）

（施行期日等）

第7編 民生（大任町子ども医療費の支給に関する条例）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成16年1月1日前においても、改正後の大任町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則（平成18年10月1日条例第13号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項中「乳幼児のうち3歳に達する日の属する月の末日を経過したものにあつては、」の改正規定については、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日条例第9号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の大任町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号イの乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則（平成21年6月24日条例第8号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の大任町子ども医療費の支給に関する条例に基づく受給資格の認定を行い、受給資格者に対して医療証を交付することができる。

附 則（平成27年6月26日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。